

各位

株式会社 U B I C  
代表取締役社長 守本正宏  
東京都港区港南 2-12-23  
(コード番号:2158東証マザーズ)

## 米国弁護士で構成するアドバイザリーボードと法務営業戦略室を設置 〈 米国市場におけるブランド戦略を強化 〉

株式会社 UBIC(本社:東京都港区、代表取締役社長:守本 正宏、以下 UBIC)は、2011年4月14日、UBICのサービスと製品の認知度を向上させるため、アドバイザリーボード(諮問機関)とリーガルストラテジスト(法務営業戦略室)で構成される新しい組織を設置致しました。本組織では、特に米国における UBIC の事業開発活動、販売活動、および UBIC ブランドが法律事務所や弁護士ネットワークやアジア企業の米国子会社に浸透する為の活動を支援し、ブランド力向上を目指します。

### アドバイザリーボード設置の意義

UBIC は最新の技術開発と数多くの実案件対応によりアジア各国主要企業へのサービス提供において大きな成功を収めてきました。現在、UBIC はアジア企業本社だけでなく米国子会社および米国を代表する大手法律事務所も関わる複雑な国際訴訟を支援する機会を得ています。しかしながら、UBIC は米国においては未だ無名であり、これまで米国においてサービスと製品を提供する重要な機会を逃してきました。そこで米国において UBIC のサービスと製品の認知度を向上させるため、アドバイザリーボード(諮問機関)とリーガルストラテジスト(法務営業戦略室)で構成される新しい組織を設置致しました。

この組織では、法的証拠開示製品と処理手法を熟知しているアドバイザリーボードとリーガルストラテジストが協力し、UBIC の事業開発活動、販売活動、およびブランド力向上を支援します。そして、UBIC ブランドが法律事務所や弁護士ネットワーク、およびアジア企業の米国子会社に浸透するための活動を行います。

UBIC が最も重要と考える、お客様であるアジア企業、その米国子会社及び米国法律事務所が UBIC のこれまで培ってきた最新技術、アジア企業との結びつきを活用して頂きながらシームレスにグローバルで法務活動を行えるよう、最大限支援していきます。

### アドバイザリーボード構成メンバーについて [3名]

#### ティモシー・クロニン Timothy C. Cronin



クロニンローグループ創業者として、連邦や州の複雑な環境訴訟から保険者誠実義務違反に至る各種事例をはじめ、あらゆる種類の訴訟案件を手がける。検討段階から審理や控訴に至る全側面で幅広い経験を有する。依頼人との密な人間関係、法的問題に対する実践的ビジネス重視型ソリューション、トップクォリティーの法的代理人業務等の方針に基づき、クロニンローグループを設立。カリフォルニア州サンフランシスコ生まれ。米国連邦控訴裁判所第9巡回区、カリフォルニア州北部、南部、東部、中央部の各連邦地方裁判所等、カリフォルニア州で活動する。カリフォルニア大学バークレー校で学士号、サンフランシスコ大学ロースクールで法学博士号を取得。

**ラウラ・キリアジズ Laura Kyriazis**



アトレンタ社の法務顧問。知的財産権、ライセンス、商務・法人取引分野の弁護士として 12 年の経験を有する。アトレンタ、ジェネンテック、シーケンスデザイン、マーケットライブ、サイバーソース、センサセル、サイプレスセミコンダクタ等、大手上場企業や未上場新興ハイテク企業を含む多彩な顧客の顧問弁護士として法的代理人を務めたほか、マクロビジョンコーポレーションの主任および上席交渉人を務めた。優れた草案作成、交渉技術を備え、ダイナミックな国際ビジネス環境で実績を重ねる真のチームリーダーとして世界的に認められている。ソフトウェアライセンス技術、インターネット関連法、国際ライセンスや法人取引、移民、雇用、法人不動産取引等、あらゆる分野で何百万ドル単位の交渉に長けている。UCLA で主に公法や国際関係を専攻し政治学部を首席で卒業し、サンフランシスコ大学ロースクールにて主に知的財産法の分野で法学博士号を取得。

**ムケシュ・アドゥヴァニ Mukesh Advani**



ギ・コーンブラム & アソシエイツの専門弁護士として、上訴業務のほか、保険契約者のための補償範囲や保険者誠実義務違反、ビジネス、商業、雇用、不動産、人身傷害訴訟等を中心に複雑な民事訴訟全般の案件を専門とする。25 年のキャリア中、様々な民事訴訟案件で大手機関から個人依頼主まで幅広く代理人を務めた。数十件に上る上訴案件で主任弁護士を務め、その多くが出版されている。最も注目すべき最高裁判決には、カリフォルニア州最高裁判所で被告側の主任弁護士を務めた不当競争法の重要事件の一つとされる Kraus v. Trinity Management, 23 Cal.4th 116 (2000)が含まれる。また、カリフォルニア州最高裁における画期的事件の一つである Hassan v. Mercy Hospital 31 Cal.4th 709 (2003)でもアレン・ハッサン博士の弁護を担当した。依頼人のために訴訟業務以外でも、事業体形成、個人融資、企業統治や有限責任会社、奨励給やストックオプション発行、創業者関連事項、雇用案件、商行為等をはじめとする法人案件全般にわたり、数多くの案件を手がけた。

上訴業務やロープラクティスマネジメントに関する論文を発表し、継続的法曹教育講座の講師を務めた。サンフランシスコにある南アジア系弁護士協会(「SABA」)本体の創設者であり元会長でもある。その設立により、現在は数十もの支部が北米各地に置かれ、合わせて何千もの会員を擁している。顕著な地域貢献に対するマイノリティ法律家連携賞をはじめ、数多くの受賞歴がある。現在、インド系アメリカ人テロリズム調査特別委員会の共同コーディネーターを務める。カリフォルニア州ミルピタスのインドコミュニティセンターで開かれている無料法律相談所の開設者でもあり、これにより表彰されている。TiE[\*1]の年次総会に向けて 100 万ドル以上の資金を集めた TiE シリコンバレースポンサーシップ委員会の共同議長でもある。

[\*1]TiE とは、アメリカのシリコンバレーで立ち上げた企業家を育成するための支援組織です。

**リーガルストラテジスト(法務営業戦略室)メンバーについて [1 名]**

**ウシャ・ナラヤナン Usha Narayanan**



シスコシステムズ社の上席顧問弁護士として、知的財産、ライセンス、戦略的提携等の分野でシスコ・サービスをサポートした。それ以前は 5 年間にわたり、ウィルソン・ソニン・グッドリッチ・アンド・ロサティ法律事務所のアソシエイトとして知的財産関連の訴訟案件や技術取引を担当。企業秘密に関する CEI 対ガートナーグループ訴訟など知的財産案件を複数手がけた。同訴訟では、証拠開示手続きの請求に際し、申し立てられた企業秘密の事前特定を義務付ける州法をカリフォルニア州の連邦裁判所においても適用可とする判決を導いた。インターネット関連の起業家からフォーチュン 500 社企業等の大手および政府・自治体等に至る様々な顧客の代表人として幅広い経験を有する。メリーランド大学カレッジパーク校で電気工学(理学士)と英文学(学士)を修め、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校から法学博士号を優秀な成績で取得。余暇の過ごし方は読書、ハイキング、旅行など。

**【UBIC について】**

代表取締役社長: 守本 正宏 東京都港区港南 2-12-23 明産高浜ビル 7 階

URL: <http://www.ubic.co.jp/>

株式会社 UBIC は、電子データ中心の調査を行なうコンピュータフォレンジック調査サービスや、法的紛争・訴訟の際に電子データの証拠保全及び調査・分析を行う国際訴訟対策支援(ディスカバリー支援サービス)を提供する、リーガルハイテクノロジー総合企業。アジア言語対応能力では世界最高水準の技術と、アジア圏最大の処理能力を有するラボを保有。2007 年 12 月米国子会社を設立。アジア・米国双方からアジア企業関連の訴訟支援を実施。2009 年末からは企業内でも国際訴訟における電子証拠開示が可能な電子証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)と文書管理を連携させた情報資産管理システム「i View Family」(アイ・ビュー・ファミリー)の販売を開始。2003 年 8 月 8 日設立。2007 年 6 月 26 日東証マザーズ上場。資本金 496,843,750 円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)。

**< 本件に関するお問い合わせ先 >**

株式会社 UBIC 管理部 TEL: 03-5463-6344 FAX: 03-5463-6345